

認定企業の取組

「くるみん」認定マーク



株式会社 三友製作所

- ◆本社所在地 茨城県常陸太田市馬場町457 ◆業種 製造業
- ◆労働者数 299人（男性183人／女性116人）
(令和6年6月5日現在)

■くるみん認定に係る取組状況

(1) 行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 令和3年4月1日から令和6年5月31日

②目標及び結果

【目標1】年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間14日以上とする。

(結果) 年次有給休暇取得促進のため、計画年休の日数を4日から5日に増やした。令和5年度にはアニバーサリー休暇制度を導入し、さらに休暇取得の増加を促した。また、休暇の管理データをリアルタイムで共有できるようにし、残日数の把握をした。この取組の結果、年間平均14日以上取得日数という目標を3年連続で達成した。

【目標2】若年者に対するインターンシップ等の就業体験の機会提供を推進する。

(結果) 周知先の範囲を広げた結果、様々な学校の学生をインターンシップで受け入れることができた。インターンシップのコースを2つから3つに増やし、内容をわかりやすく整理した、これにより若年者に対するインターンシップ等の機会提供を推進することができた。

【目標3】出産や育児、介護などにおいて時短勤務や在宅勤務、テレワークなど柔軟な働き方ができるよう推進。

(結果) 23年5月に実施した全社集会にて社内制度についての紹介を行い、従業員への周知を図った。また、計画期間中に対象となる従業員1名の在宅勤務を実施した。

(2) 認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性

(認定基準：男性労働者の育児休業等をした者の割合10%以上)

28.0%

ii) 女性

(認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%)

88.9%

②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が毎月 45 時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

③育児のための法を上回る短時間勤務制度等

- i) 所定外労働の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育従業員（日雇い従業員を除く。）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇い従業員を除く。）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

■認定を受けてのコメント

当社は、年次有給状況をデータとして管理し、取得促進をすすめてまいりました。また近年には、ハシの日休暇（アニバーサリー休暇）を設定し、特別休暇を増やす試みを始めました。育児休暇制度含め、これらの施策は、職場上長からの説明や、全社集会の機会をとおり従業員へ周知するようにしています。対象者には個別にも詳細を説明するようにしています。

今後も魅力ある職場づくりをすすめ、多様な人材が活躍できる企業を目指して、取り組んでまいります。

